

藥恒の年代に就て

—(繼體朝に於ける佛教傳來の觀察)—

大 屋 德 城

扶桑略記の欽明天皇の十三年の條に、日吉山藥恒法師法華驗記に、延曆寺僧禪岑の記を引用して、繼體天皇の即位十六年に、大唐漢人司馬達止が二月來朝して、大和國高市郡坂田原に本尊を安置して禮拜した。之が欽明天皇以前に佛法の渡來した證據であるといふ文章がある。其の文は左の通りである。

日吉山藥恒御師法華驗記云、延曆寺僧禪岑記云、第廿七代繼體天皇即位十六年千寅、大唐漢人案部村主司馬達止、此年春二月入朝、即結草於大和國高市郡坂田原安置本尊、歸依禮拜、舉世皆云、是大唐神也、出緣起隱者見此文、欽明天皇以前、唐人持來佛像然而非流布也_上。

其の後、元亨釋書を始め、欽明天皇以前佛教渡來の説として、多くは繼體十六年説を採用してゐる。元亨釋書の卷十七に次の一節がある。

司馬達等南梁人、繼體十六年來朝、于時此方未有佛法達等於和州高市坂田原、結草堂奉佛、世未知佛、號曰異域神、

此の傳説が如何なる根據を有するかに就ては、

先づ日吉山藥恒法師の經歷や時代と、其の撰述に係る法華驗記と、夫れから其の中に引用された禪岑記と延曆寺僧禪岑と更に禪岑記に引かれてを「緣起」なるものを知らねばならぬ。然るに、法華驗記も禪岑記も散逸して傳はつて居らぬ上に、

禪峯も藥恒も何等分明したことの無い人である。從て右の傳説の價値や性質が分らぬのである。

扶桑略記には、尙垂仁天皇の三十七年、敏達天皇の六年、宇多天皇の仁和四年、醍醐天皇の延喜二年の各條に、藥恒の法華驗記を引いてある。垂仁紀三十七年に云く。

日吉山隱者藥恒所撰本朝法花驗記云、後漢明帝永平二年丁卯、佛像教始來漢地、相當日本第十一代崇神天皇即位九十六年丁卯之歲也已上驗記文也

敏達紀六年の條に云く。

藥恒法花驗記云、敏達天皇六年丁酉、百濟國獻經論二百餘卷、此經論中法華同來已上

仁和四年の條に云く。

叡山南谷沙門藥恒所撰本朝法華驗記云、仁和四年、常陸國書生飛鳥貞成、其宅巨富、財貨豐贍、素篤信崇敬佛法、一般請刻百人能書於金光明寺、寫百部法華經、暨于十度書千部了、每日衣冠禮經三遍、設四日之法會演八座之講經、於國分寺開講供養、東大寺僧延喜是當

時龍象決擇秀倫、說法無比、請件沙門爲其講師、施以千端之布、供以百味之食、其後檀那卽世、星霜多移、貞成之孫淺井春澤勤公有勞賜國祿、着任之間、驛馬之中有一斑駁、背有銘文飛鳥貞成、春澤驚異以稻千束、買得此馬、厚與水草、不敢役往、貞成入夢云、我爲前生報、今受驛馬身也、春澤夢中問云、書寫千部法花經勤修四日大法會、何受此報乎、貞成答云、善惡之報各以有別、雖受馬身、隔生以後、依經力可得生天、苦役之期已以不幾、而贖買我役、安身經迺矣、春澤忽爲貞成寫法華經一部、厥後彼馬不經旬日於厩中斃已上

延喜二年の條に云く。

藥恒法華驗記云、延喜年中仁和寺仁元內供弟子僧平如、與粟田錄專成師檀契、越邦常謂平如曰、我臨終時不恃妻子、偏仰法師汲引、爰錄事臥病、率去已訖、經日夜後、再江蘇生、語云、冥使追行、乃到一城、立於門下於是花麗高僧一人出來教錄事云、闔王必有考試生前善業者、汝可報言、我有書寫法花經願、錄事問曰、聖人是誰乎、僧乃對云、汝在生時、他人寫法華經、書方便品之日、汝以水加硯、我是彼方便品也、言畢隱失、卽召

廳前、閻王問曰、汝一生間修何功德、答言、發可奉書
法華經願、大王驚敬、合掌尊重、即仰有司、令考虛實、
冥官勸札、無立願文、王思慮曰、縱雖妄語述造經願、
須速放還、錄事懷喜走出、爰有一法師、憚惶立於門側、
進來問曰、仁由何事速以還去、爰以示我、答曰、稱有
書寫法花之願、因茲閻王放免返還、次召法師、閻王問
言、汝生以來作何善業、法師答言如前、大王免宿如前、
二人共以活生、錄事蘇息之後、欲果此願、爲買經紙、
與僧平如同事到市、交易之頃、法師走來、塞于車簾要
望殘紙、師見錄事、々々看師、互離相視、兩人髣髴、
法師漸憶得冥途事、先日一般冥府面謁、幸由仁恩、既
被優免、錄事追念、彼此悲喜、法師云、年來住河內國
智識寺、勤寺主職也、各歸本家書寫供養、加一滴水其
報不少已

其の後は延喜二十三年の條に、叡山智源法師法
華驗記といふものが引いてあるが、藥恒の法華驗
記とは同名の別書であらう。以上の引用文に依り
て考へてみると、扶桑略記編纂の頃迄は藥恒の法

華驗記が存在したことは確實であるやうに思は
れる。然るに、其の後同書は散逸して了つたやう
である。

然るに、此に「天台比叡山延曆寺隱者釋藥恒集」
といふ撰號を有する尊勝眞言異本勘定持誦切能唐
朝日域興隆流布緣起といふ長い名の本が一部發見
された。余の知つてゐるのは高山寺所藏の本と金
剛藏所藏の本とであるが、高山寺本は一紙許の小
冊子であるが、金剛藏本は相當の紙數を有つた一
冊の本である。前者は撰號がないので、何人の著
か分らなかつたが、後者には明に撰號があるので、
藥恒の撰たるものが分るのである。前者は其後遊方傳
叢書第四に收めて

刊行せられた

後者は非常に虫喰ひが多くて、讀めにくいが、
終に左の奥書がある。

長承二年仲夏月(上カ)旬之比於朱雀房以山本阿闍梨有觀本

命(定カ)惠師□寫梵文即一勸了

右の奥書も虫喰ひや破れがあるので十分には讀めないが、先づ右の通りに讀んでみたが、多分誤はなからうと思ふ。之に依れば、乘覺が發願して長承二年の五月に寫した多分定惠といふ人に命じてものであらう。而して現本に就て檢するに、長承年間の寫として宜しからうと思はれる寫本である。

偕此で考へてみねばならぬことは法華驗記の著者たる藥恒と、尊勝陀羅尼の流布緣起の著者たる藥恒とか同人か別人かといふことである。藥恒といふ名は同一であるし。日吉山藥恒法師と天台比叡山延曆寺隱者釋藥恒と、其の住山も同じであるし、恐らく同一人であらうと思はれる上に、一方は扶桑略記に引用されて居る以上、平安朝を下らぬ人である可きであると同時に、他方も亦長承年中頃より下らぬ人である可きであるから、之れ亦平安朝より下らぬ人でなくてはならぬ。而して兩書の性質から考へても、一方は其の名と前引の例

文の示すが如く、法華經の靈驗譚を集めたものであらうし、他方は尊勝陀羅尼の流布並に靈驗譚を集めたものであるから、いはゞ同一思想の産物である。以上の事情から考へてみる時は、此の兩人は同一人であると考へても不自然なところはないうである。

今此の兩人が同一人であるといふ結論の下に、尊勝陀羅尼の流布緣起を調査してゆくと、其の中の年號等に依りて、藥恒の年代が大まかながら推定せらるゝのである。

尊勝陀羅尼の流布緣起は首に序文ありて、次に本文は左の十七門から成つてゐて、多くは支那の事蹟が擧げてあるが、最後の一項だけが日本に關するものである。先づ目次を擧げよう。

(1) 佛陀波利將來兜夾緣記序集門第一

(2) 佛頂尊勝陀羅尼經同本異譯年月前後訛謬簡別門

- (3) 善住天子七返受菩薩業報因緣門第三
 - (4) 善住天子持誦真言轉除業報增益壽命門第四
 - (5) 亡者受苦救罪生天門第五
 - (6) 高山幢上四衢道中安道陀羅尼利益功能門第六
 - (7) 禽獸雜類一聞真言不受審身第七
 - (8) 持誦真言救濟重罪門第八
 - (9) 誦咒切德閻王放赦伺命歡喜門第九
 - (10) 萬病消滅身體安穩門第十
 - (11) 未誦聞名薰習利益門第十一
 - (12) 短命增壽門第十二
 - (13) 信施消滅門第十三
 - (14) 同本異譯陀羅尼校合差異門第十四
 - (15) 尊勝陀羅尼持誦驗記門第十五唐國
 - (16) 持誦陀羅尼轉除拔壽門第十六日本
 - (17) 行信禪師誦咒明神感悅來供齋食門第十七
- 右の諸門中年號に係る事項を觀察するに、多くは唐朝の事實に係るものであつて、日本の事實は貞觀延喜の年號に係るものが僅に存するに過ぎぬ。

序文に於いて唐、日本の事項を擧ぐる中に左の諸項がある。

- (一) 大曆十一年天下の僧尼に令して尊勝陀羅尼を誦せしめしこと、
- (二) 天安の頃惣持院に仰せて仁明聖靈の爲に、毎月廿一遍を誦せしめしこと、
- (三) 貞觀以來貞觀寺等年分度者をして陀羅尼を持誦して國家の宏福を祈らしめしこと、
- (四) 延長三年の炎旱に、陀羅尼を持誦し、雨を祈りて驗ありしこと、
- (五) 朱雀天皇の爲に、陀羅尼を持誦し、祈禱せしめられしこと。

次に十七門中第三より第十三迄は大抵諸異譯の尊勝陀羅尼經中の事項を拔萃したるものであるから、年代に關しては新事實を與へない。而して、第一、第二、第十四、第十五、第十六、第十七の六門に年號に係る事實が擧つて居る。

第一門は佛陀波利の翻譯の事實が擧げてあり、

第二門は五種の異譯ありとして各其の事實を擧げ
てある。其の年代は左の通りである。

(一) 佛頂尊勝陀羅尼經一卷 儀鳳四年

唐朝散郎行鴻臚寺典客署員外令郎杜行顓譯

(二) 佛頂最勝陀羅尼經一卷 永淳九年

中天竺三藏地婆訶羅永淳元年五月廿三日於西京弘

福寺共沙門彥琮譯

(三) 佛頂尊勝陀羅尼經一卷 永淳二年

巖賓國沙門佛陁波利唐言於西明寺共順貞譯

(四) 最勝佛頂陀羅尼淨除業障經一卷

日照於東都共沙門慧智再譯地婆河羅

(五) 佛頂尊勝陀羅尼經一卷 景龍四年

大唐三藏義淨於大薦福寺翻經陀譯

右は何れも唐の高宗、中宗の時代に係るものである。
次に第十四の同本異譯陀羅尼勘校差異門には
經に五家の譯あり、眞言に十二の異同ありとて、
左の十二種を連ねて居る。

(一) 杜行顓譯陀羅尼

(二) 地婆訶羅三藏譯陀羅尼

(三) 佛陁波利譯陀羅尼

(四) 日照三藏於東都再譯陀羅尼

(五) 義淨三藏譯陀羅尼

(六) 大廣智三藏譯陀羅尼

(七) 善無畏三藏譯陀羅尼出無畏譯尊勝

(八) 加字具足陀羅尼兩卷瑜伽儀軌

(九) 大廣智三藏注釋句義陀羅尼

(十) 大唐法花寺内供奉法崇述佛頂尊勝陀羅尼經疏出

陀羅尼

(十一) 弘法大師將來陀羅尼

(十二) 客劉爽施印大陀羅尼摸本

右の中、劉爽の年代不明の外、何れも唐朝に屬す
るものである。

次に第十五門の持誦陀羅尼驗記には、左の諸項が
述べてある。

(一) 唐朝議大夫兼侍御史武徹並に同侍御史蔣荆が
俱に此の陀羅尼を持誦せしこと、

(二) 開元廿六年神都張譯長史亡父母の爲に、此の陀羅尼を誦して、亡者生天を得しこゝ。

(三) 開元中五臺山下の一居士此の陀羅尼を誦して、亡父の生處を知らんこゝを求めて奇瑞ありしこゝ。

(四) 東京王小府なるもの夢中梵僧より此の陀羅尼の廣本の文句を授けられしこゝ。

而して、(二)(三)(四)は俱に「具如本記」と注してある。次に

大日本國信心居士持誦尊勝轉除拔壽門第十六

として、貞觀の比、茨田眞益なる人が三四人と同行した時、異様の巨人に遇ふたが、巨人は同行の者を指して、來年二月十二日に死す可しといふ。仍て如何にして免る可きかを問ふたが、雪山陀羅尼を誦す可しとの教を蒙りて夢さめた。然るに俗縁なる叡山總持院十禪師全和尚に雪山陀羅尼は尊勝陀羅尼なるべしと示され、傳受して誦したるが、二月十二日に和尚を自宅に請じて、焼香散華

念誦したが、申剋に宅中の女人出門して忽ち仆れ死し、飼馬一疋も同時に殞れた。之れは主人の身代りと爲つたのである。之れに就いて、沙門避世の撰した驗記が一卷ある。眞益は延喜の聖曆に侍醫と爲りて歿し、其子の房常も亦家風を繼いで侍醫と爲つたと述べてをる。

次に大日本國修行禪師行信持誦尊勝神威給使門第十七として、耆舊の傳を述べて、左の如く書いてをる。

行信は經歷の分らぬ人であるが、隱者で尊勝陀羅尼を誦して修行してゐた。或時伊豫國の神門山に行ひすましたが、一人の美女が來て、何故に斯る山中に修行するかを問ひ、その熱心に感じて齋飯を整へて供養して申すには、我は山神であるが、禪師の熱心に感じて奉るのであるといつて、翌日も亦具へて申すには、我夫圖らずも獵者に害せられたが、死骸が山谷に互つてゐるので、今に

數歲斂めることが出來ない。禪師願くは咒力を以て燒盡し給へかしと、行信請に従うて之れを葬つたので、美女大に喜び、五百戸の封を上つて其の恩を謝した。行信此に一寺を建てたが、今神門山に在りて、神門神宮寺と號するのが夫れである。

以上の驗記を案するに、支那では唐の開元の年號が見え、日本では、貞觀、延喜の年號が見えてゐる。従て兩國を逆じて、

天安、貞觀、延喜、延長^三年

等の日本の年號が尤も新しいわけである。而して更に、

弘法大師將來の尊勝隨彌尼のこと、

朱雀天皇の奉爲に誦したこと、

が見えてゐる。而して空海に弘法大師と諡號を贈つたのは延喜二十一年で、朱雀天皇の御代は其の後十年目の承平元年から天慶の終迄續くのである。然れば、此の本は少くとも承平、天慶頃より

早く出來るといふ筈はないのである。而して其の尤も下る年代は書寫された長承二年より下る譯には行かぬのである。天慶九年から長承二年までは百八十八年であるから、此の間頃に出來たことは略推察されるのである。而して、貞觀、延喜、朱雀天皇の頃より下つた記載のないところを觀れば藥恒の生存したのは此の頃ではなかつたかと思はれる。従て法華驗記と前引の如く、延喜二年以後の引文がないから、恐らく此頃の作であらう。禪岑の年代が分らぬのは遺憾であるが、斯る考察に依りて、繼體朝の佛教傳來説を考ふる上に、幾分の光明が得らるゝことゝ信ずる。大正十二年九月四日稿了、同十三年十月十三日修正